

業務委託単価契約書

1. 委託業務の名称 長与町物価高騰対応地域商品券配送業務委託
2. 委託業務の場所 長与町内地内
3. 委託業務の内容 長与町物価高騰対応地域商品券配送業務委託仕様書の通り
4. 委託契約の期間 契 約 日 から
令和8年 7月31日まで

5. 業務委託料 金 円 / 1 通当たり
(上記契約単価は「取引にかかる消費税及び地方消費税の額」を含んでいないため、支払時において契約単価に実施数量を乗じ10パーセントを加算した金額を支払うものとする。)

6. 契約保証金

上記の委託業務について、長与町長 吉田慎一(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所又は所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1
代表者名又は氏名 長与町長 吉田 慎一 印

乙 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名 印

業務委託約款

第1条（総則）

1. 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
2. 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
3. 甲は、その意図する業務の履行をさせるため、業務に関する指示を乙又は第5条に規定する乙の業務主任担当者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の業務主任担当者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
4. 乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは、甲と乙との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
5. この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
6. この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
7. この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
8. この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第2条（指示等及び協議の書面主義）

1. この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
3. 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

第3条（権利義務の譲渡等）

1. 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第4条（一括再委託の禁止）

1. 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2. 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
3. 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
4. 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第5条（業務主任担当者）

1. 乙は、業務履行について業務内容の管理をつかさどる業務主任担当者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。）を定め、甲に書面により7日以内に通知するものとする。

第6条（委託業務の調査等）

1. 甲は、必要があると認めるときは乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

第7条（委託業務内容の変更等）

1. 甲は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定める。
2. 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲と乙とが協議して定める。

第8条（履行期間の変更）

1. 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなるときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。
2. 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
3. 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。
4. 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第9条（業務委託料等の変更方法）

1. 第7条又は前条の規定により、業務委託料又は履行期間の変更を行う場合における業務委託料及び履行期間は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
2. 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

第10条（一般的損害）

1. 業務の処理に関し発生した損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。以下この条において「損害」という。）については、乙が負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、甲が負担する。

第11条（第三者に及ぼした損害）

1. 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害については、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
2. 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
3. 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

第12条（検査及び引渡し）

1. 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
2. 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
3. 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が業務報告書（記録簿等を含む。以下同じ。）の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
4. 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
5. 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して甲の検査を受けなければならない。この場合において、履行の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

第13条（委託料の支払い）

1. 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して当該実施数量に頭書の契約単価を乗じて算出した額に10パーセント（取引に係る消費税及び地方消費税）加算した金額を請求するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、業務を一括して実施し甲の検査に合格したときは、当該実施数量に頭書の契約単価を乗じて算出した額に10パーセント（取引に係る消費税及び地方消費税）加算した金額を請求することができる。ただし、仕様書等において実施が完了し、かつ甲の検査に合格したときに一括して委託料を支払うと定めたときは、この限りでない。
3. 甲は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、委託料を支払わなければならない。なお、振込み手数料は甲の負担とする。

第14条（契約の解除権）

1. 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何ら催告を要さず直ちに当該契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができる。
 - （1）相手方に重大な過失又は背信する行為があったとき
 - （2）相手方が監督官庁より営業取消、停止等の処分を受けたとき
 - （3）相手方に支払の停止があったとき、又は差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始等の申し立てがあったとき
 - （4）相手方が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - （5）相手方が公租公課の滞納処分を受けたとき
 - （6）相手方若しくはその代表者の所在が不明となったとき、又は相手方と連絡がつかなくなり相当期間が経過したとき
 - （7）相手方が当該契約に違反し、相手方からの是正催告後相当期間経過しても是正しないとき
2. 甲及び乙は、前項各号のいずれかに該当する場合、解除の有無にかかわらず、相手方に対する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに弁済しなければならない。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 甲又は乙の一方が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は何らの催告を要しないで、直ちに当該契約を解除することができる。
 - （1）暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合
 - （2）代表者、責任者、あるいは実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は、暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のある場合

- (3) 他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辭を用いた場合
 - (4) 他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損する虞のある行為をした場合
 - (5) 他方当事者の業務を妨害した場合、又は妨害する虞のある行為をした場合
2. 前項により一方当事者が当該契約を解除した場合、他方当事者に損害が生じても、これを一切賠償しない。

第16条（解除に伴う措置）

1. 甲は、この契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する委託料を、乙に支払わなければならない。
2. 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

第17条（債務不履行に対する受注者の責任）

1. 乙が、業務について、この契約に定められたとおりに履行できないことが明らかになった場合、又はこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその履行を請求し、若しくは履行とともに損害の賠償を請求し、又はその履行に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰すことのできない事由によるものであるときは、この限りでない。
2. 前項において乙が負うべき責任は、第12条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
3. 甲は、業務の完了の際に乙のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を知った時から1年以内に乙に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
4. 第1項の規定は、乙の契約違反が設計図書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第18条（履行遅滞の場合における遅延違約金）

1. 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、甲が履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は、遅延違約金の支払いを乙に請求することができる。
2. 前項の遅延違約金の額は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に実施予定数量を乗じた額に10パーセントを加算した金額とする。また、甲の検査に合格した完了部分があるときは、完了部分の契約金額相当額を控除した金額とする。以下同じ。）に、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「法定率」という。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、甲の責めに帰すべき事由による日数を控除したものとする。

第19条（賠償金等の請求等）

1. 甲は、第12条の規定により業務が完了した日から2年以内でなければ、この約款に規定する履行の請求、損害賠償の請求、違約金の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、当該請求等の根拠となる乙の契約違反が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求等をできる期間（第3項において「請求等可能期間」という。）は、業務完了の日から10年とする。
2. 前項の請求等は、具体的な契約違反の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の債務不履行の責任を問う意思を明確に告げることにより行う。
3. 甲が請求等可能期間の内に乙の契約違反を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、請求等可能期間の内に請求等をしたものとみなす。
4. 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる乙の契約違反に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことがで

- きる。
5. 甲は、業務の完了の際にこの契約に関して乙の契約違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を知った日から1年以内に乙に通知しなければ、当該契約違反に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約違反があることを知っていたときは、この限りでない。
 6. 乙の契約違反が設計図書の記載内容、甲の指示により生じたものであるときは、甲は当該契約違反を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第20条（業務従事者災害等）

1. 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、甲は何ら責任を負わない。

第21条（秘密保持）

1. 乙は、業務を実施するにあたっての個人情報の取扱いについては、添付1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
2. 乙が業務により知り得た個人情報の漏えい、盗難、滅失、毀損等の事故に関して、甲は責任を負わない。また、乙の行う業務に起因して発生した甲の損害については、乙が負担する。
3. 甲及び乙は、業務を遂行するにあたり知り得た互いの技術上又は営業上その他業務に関連する一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示もしくは漏洩し、又は当該契約の目的以外に使用してはならない。
4. 前項の規定は、次の各号の一に該当する情報については適用しない。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から適法に入手した情報
 - (3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
 - (4) 開示を受けた際、既に公知であった情報
 - (5) 開示を受けた後、自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報
 - (6) 法令の定めるところにより守秘義務を負うものに対し秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合
5. 本条の規定は、当該契約終了後も3年間有効に存続するものとする。ただし、個人情報に関する秘密保持義務は当該契約の終了にかかわらず存続するものとする。

第22条（情報通信の技術を利用する方法）

1. この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第23条（補則）

1. この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ甲と乙とが協議してこれを定めるものとする。